

Ager publicus をめぐる若干の問題

— occupatio にして —

佐藤 篤 士

—

共和政ローマの歴史は、一つには ager publicus をめぐる貴族と平民との闘争の歴史であるといわれている。^(一)したがって、土地——特に農地——に関する諸立法の起源はローマの歴史とともに古く、全共和政期を通じて実に四一にものぼる土地立法が提案されているのを見ることが出来る。^(二)

これらの土地（農地）諸立法がなぜ提案されねばならなかったのか。このことについては、ローマの政治史、とりわけ社会経済の発展との関連で詳細な分析を待たねばならないであろう。しかしながら、本稿ではさしあたりこの点に深く立ち入ることをせず、次の点に焦点を絞ることにしたい。

それは M. Weber がその著 Römische Agrargeschichte において ager publicus を占有する方法は occupatio であり、これによって共和政後半の大土地所有制・Latifundium の形成がおこなわれたと述べて以来、ほとんど疑問

の余地なくこの理論が承継がれてきた点を重視したい、ということである。すなわち M. Weber によれば ager publicus はもともと誰にも与えられなかった荒蕪地であり、ゲルマン社会の場合と同様に同種族仲間であれば誰でもあつてもこれにたいする開墾権をもっており、開墾した者はその土地を耕作している間はその ager occupatorius の占有はまもられた。この古い occupatio の権は、後に重装歩兵国家により征服農耕地にたいして形をかえて拡大され、特定の土地利用形態に適用された。^(四)そして、このような土地にたいする occupatio の権がローマ市民に平等 (Gleichheit) に存するという点に、古典古代共同体の基本的な特質があるという考えかたがおこなわれている。^(五)

本稿では、ager publicus の開墾権が各市民——都市共同体構成員——に平等に帰属するという点から各市民が平等の地位を保つことができたとする把握の仕方が、はたして古代ローマ社会の実情を正しく反映しているのかどうか、また occupatio の法形式が土地にたいしてどのような関わり合いを持っていたのか、^(六)からは ager publicus の利用・獲得の仕方が occupatio なのかどうか。これらの諸点について、多少考えてみたいと思つたのである。

(一) たゞ、Theodor Mommsen, Staatsrecht; Leo Bloch, Soziale Kämpfe im alten Rom, 3 Aufl., 1920; Francesco de Martino, La gens, lo stato e le classi in Roma antica, Studi in onore di Vincenzo Arangio-Ruiz IV, 1953, 25 ff.; V. Arangio-Ruiz, Storia del diritto romano, 7 ed. 1960; Siber, Römisches Verfassungsrecht, 1952, 62 ff. etc. 等、この数多くの文献がこのことを扱つてゐるのを見るべきであらう。

(二) Romulus が全市民にたいして bina jugera の土地を heredium として分配したことが伝説 (Varro (de r. r. I, 10) : Bina jugera, quod a Romulo primum divisa dicebantur viritum, quae heredem sequerentur, heredium appellarunt. Plinius (18, 2) : Bina tunc

jugera populo Romano satis erant, nullique maiorem modum attribuit.) 及び「*カ*」の讀法ニトシテ之の註釋。

共和政時代を以て施行されたものは次の通り(從つて年代はすべて紀元前である)。

Lex Cassia agraria (486), *Lex agraria* (485, * 482, * 481, * 476, * 474), * *Lex Fabia* (467), * *Lex Iulia de Aventino publicando* (456), * *Lex Poetelia agraria* (441), * *Lex agraria* (424・421), * *Lex de agris divvundis* (420), * *Lex Maecilla Metella agraria* (416), * *Lex Sextia divvundis de agris et de colonia Bols mittenda* (414), * *Lex Icilia agraria* (412), * *Lex Menenia agraria* (411), * *Lex Sicinia de agro Pomptino* (387), * *Lex agraria* (385), * *Lex Licinia Sextia de modo agrorum* (367), * *Lex Flaminia de agro Piceno et Gallico* (228), * *Lex agraria de agro Ligustino et Gallico* (173), * *Lex Laelia agraria* (145), * *Lex Sempromia agraria Tiberii Gracchi* (133), * *Lex Sempromia agraria Gaii Gracchi* (123), * *Lex Rubria* (123~122), * *Lex Livina agraria* (122), * *Lex Thoria agraria* (118), * *Lex agraria* (111), * *Lex Baebia agraria* (104), * *Lex Titia de agris divvundis* (99), * *Lex Livina agraria* (91), * *Lex Sulpicia agraria* (91), * *Lex Plautia agraria* (89), * *Lex Cornelia agraria* (81), * *Lex Servilia agraria* (63), * *Lex Flavia agraria* (60), * *Lex Iulia agraria Campana* (59), *Lex Mamilla Roscia Peducaea Aliena Fabia de limitibus* (51?), *Lex Iulia de agris Massiliensium* (49), *Lex Iulia de re pecuaria* (46), *Lex Antonia agraria* (44).

* = *Plebsciscitum*

やうして「*農*」は「*法*」の *principatus* 關係の二つの分類 (*Lex Iulia agraria* (A. D. 37~41), *Lex Coecelia agraria* (96~98)) を講究することゝ終つてゐる。

(iii) Weber, *Die römische Agrargeschichte in ihrer Bedeutung für das Staats- und Privatrecht*, 1891, 126. 以下 Weber の土地法叙述の構成は「*agrimensor* 測量官の行政的な活動を中核として、ローマの土地を課税の対象となる土地と課税の対象とならな土地とに分け、その各々たる「法的・經濟的意味を明らかにする」としてゐる。この「*ager privatus*」と「*ager publicus*」

と分けるに、公有にあらざる土地が私有であるといってみても、二つの土地所有形態の区別・矛盾と対立の必然性を明らかにしえなす。Dulkeit, Römische Rechtsgeschichte, 2 Aufl., 1957, 54.

(四) M. Weber, Agrarverhältnisse im Altertum, 1909, 197・232. 邦訳「古代農業事情」三五六頁、四二二―三頁。M. Weberによれば、occupatioの制度は、もともと荒蕪地の *Bifangrecht* であったが、次第にこれが、征服により国家の所有とされた農地に移入され、国家の拡大とともにその意味を決定的に変じたとする。即ち *occupatio* を行使するのはつねに家畜所有者と奴隷所有者とであって、ここから結局は「前代未聞の農業資本主義」が形成されることになったのだとする。

(五) 邦文献としては、たとえば、大塚久雄「共同体の基礎理論」七四頁以下。弓削達「ローマ帝国論」。これらは、基本的には Weber に依拠しながら、Weber によって Marx を解釈するという立場であり、Marx と Weber とが本質的に異なるというアンチテーゼをおくところに問題がある。とくに大塚氏の場合、「三共同体の継起的発展」の仮説もさることながら、諸概念が明確にされておらない——土地にたいする関係では所有・占有・占取・先占・利用——ばかりか、権力の問題が殆んど等閑視されている。氏のいうように問題を「経済的」にみるこのような結果になるというのだろうか。

二

occupatio のもともとの意味はどこにあったか。また、どのような事実関係との関連でこのような法形式が生れてきたのであろうか。

従来、*occupatio* とは、無主物の「先占」であって、主として私法 *Privatrecht* において *Gaius* や *Corpus iuris* の諸法文 (*Institutionen* や *Digesta*) にもとづいて叙述されるのが伝統的説明であった。これによれば、*occupatio*

の客体たりうるものは *res nullius* であり、これらの物は *possidere* によつてはじめて私的所有の客体たりうるもの — *res nullius cedit occupanti* (Gaius, 2, 66 seq. : Gaius, D. 41, 1, 3) — と説明される^(一)。

それでは、*occupatio* の客体たりうるものは具体的にどのようなものであろうか。Gaius は、*res nullius* であつて地上・海中・空中において捕獲されるすべての物とし、捕獲された野獸・鳥類・魚類^(三)、帰來心を失つた動物例えば鳩・蜜蜂・鹿^(四)、敵から捕獲した物^(五)、等をあげている。Corpus iuris civilis の Institutionen では、Gaius がかかげたものの外に、さらに、孔雀・ニワトリ・鷺鳥・石・寶石・海岸で発見したもの、自己の所有物より生じたる物^(六)、海中に生じた島^(七)があげられている。

法文によればこれらの物は、直ちに、*occupatio* をおこなつた者の所有となるのである。その理由は、「從來無主なる物は自然の理によりて先占者の所有を許される」からである^(八)。そして、「物は種々の方法により個人の所有物となる。何となれば、ある物の所有は既に述べたごとく *ius gentium* と称される自然法により、またある物の所有は *ius civile* により取得するからである。したがつて一層古い法から〔説明を〕始めるのが便利である。しかしながら物の性質により人類自体とともに創られた自然法は一層古いものであることは明らかである。何となれば、市民的諸権利は、国家が創立され、政務官が創設され、さらに又成文が制定されるにいたつて初めて生ずるようになったから^(九)」である^(九)と述べている。

このような法文から推測されるかぎりにおいては、古代ローマの社会にあつては *familia* の財産の基礎の上に、*familia* 自らの生存を支えていく為の諸労働をやつていたが、先づ初めは、その労働の中核は生存に必要な食糧の

獲得であったとすることができる。山野をかけめぐって獣や鳥を捕え、魚をとって生活を支えたこと、あえていえばこれが法形式としての *occupatio* の原初的な姿だったのではないかと想像されるのである。⁽¹⁾しかしながら、ローマの歴史時代に入って時を経ず、国家権力の形成、したがってローマ市民にのみ適用される *ius civile* の形成がエトルスク王権と、*patrioi* によって開始された。このことは、ローマが、この当時すでに他の都市国家、とりわけエトルスク人の諸都市、ラテン人の諸都市との交渉が発生し (*comercium* の形成)、その反映として、ローマ市民相互の関係も、法的に様々な規制を受けることになったことを示すものと考えられる。こうして、どちらかといえは自然発生的な *occupatio* のかたわらに、*ius civile* としての物の取得行為である *mancipatio*, *in iure cessio*, *usucapio* が形成されてきたものであろう。以上の諸点から考察されるかぎりでは、*occupatio* は生活資料にたいする私的所有(権)を取得するための法的行為である、といえるのである。⁽²⁾したがって、*praetor* のもとで共和政後半に形成されてくる *possessio* の法関係とは異なるものであったとすることができるであろう。

(1) M. Kaser, *Römische Privatrecht* I, 1955, 120, 358. Kaser は、古代ローマ法においては *occupatio* を「方式を欠いた物の取得行為」とし、古典ローマ法においては「所有権の原始的取得方法」という形で説明している。Jörs-Kunkel - Wengler, *Römisches Recht*, 3 Aufl., 1949, 130.

occupatio は「ローマ私法」の中では、それほど重要な法律行為ではなく、簡単な教科書の中では殆んど触れられないまま、むしろ *mancipatio* や *in iure cessio*・*usucapio* のほうに主力が向けられた。たとえば、Windscheid や Sohn など、Girard の普及した教科書、わづかに *res derelictae* 遺棄物との関連で議論されたに過ぎない。たとえば、Leist, *Bonorum possessio* I, 269; Bonfante *Scritti*

gurr. var. II, 1918, 327; ders. Corso di diritto romano II, 2, 1928, 192; Beseler, SZ 45, 218 seq.; Meyer-Collins, Derelictio (Diss. Erlangen, 1932); Romano, Studi sulla derelizione nel diritto romano, 1933; A. Cuenadi, Usucapio pro derelicto, 1943 (Thèse, Lausanne)

(11) qualia sunt omnia quae terra, mari, caelo capiuntur (Gaius, 2, 66); D. 41, 1, 1, 1; Omnia igitur animalia, quae terra mari caelo capiuntur, id est ferae bestiae et volucres pisces, captientium fiunt.

(12) Itaque si feram bestiam aut volucrem aut piscem ceperimus, quicquid ita captum fuerit, id statim nostrum fit et eo usque nostrum esse intellegitur donec nostra custodia coerceatur (Gaius, 2, 67).

(13) In his autem animalibus quae ex consuetudine alire et redire solent, veluti columbis et apibus, item cervis, qui in silvas ire et redire solent, talem habemus regulam traditam, ut si revertendi animum habere desiderint, etiam nostra esse destinant et fiant occupatum (Gaius, 2, 68).

(14) Ea quoque quae ex hostibus capiuntur naturali ratione nostra fiunt (Gaius, 2, 69).

(15) I, 2, 1, 19. 例えは奴隷・家畜の子供。

(16) I, 2, 1, 22. 解雇の結果生じた奴隷の子供。

(17) naturalis ratio. I, 2, 1, 12; D. 41, 1, 1 pr.; D. 1. pr.: iure gentium, quod ratione naturali inter omnes homines peraeque servatur.

Angario - Ruiz, Studi di onore di Pietro Bonfante, I, 1930, 518; Pringsheim, SZ 46, 352 f.; E. Betti, Diritto romano I, 1935, 24.; Bartosek, Studi in memoria di Emilio Albertario, 1953, 474.; Kaser, RPrR I, 183.

(18) I, 1, 12.

Ager publicus 公の地

(一〇) ローマにおける平等の原理は、むしろこの familia の構造と国家との関連のうちにこそあると考えられる。すなわち、ローマが土地所有者を tribus 区に再編して familia はその財産を基礎として国家構成の単位とされたことによるものであって、Weber のようにゲルマン古法の Sippe のありかたを古代ローマの荒蕪地の開墾という形で引き移してくるのは誤りであろう。従って familia の(おそらく gens における如く)集団的所有という形がとられたであろう。

(一一) Kaser, Eigentum und Besitz im älteren römischen Recht, 1956 (=EB), II, ; Kaser, RE Suppl. VII, 682; Bonfante, Corso del diritto romano, II, 2, 43f. ; Jors-Kunkel-Wenger, Römishes Privatrecht, 125 ; Karlowa, Römische Rechtsgeschichte, II, 411f.

(一二) その典型としての一二表法。この時代においては、すでに貨幣を媒介とする物の交換がおこなわれ、また取得時効の制度も認められたこと。

(一三) occupatio によつて直ちに所有権を取得するのであるから、おそらく res nec mancipi についであり、res mancipi につらつは、usucapio ないしは usus によるものと想像される。このような諸関係があらわれるのは、おそらく少なくとも土地に関する case あり、hortus・heredium に支えられる familia にあつて必然的なことであろう。Kaser, EB, 238 ~ 9. 但し、Kaser はこのように最初はすべての土地が ager publicus であつたなどとするのは、あくまでも仮説に過ぎない。

三

Occupatio にならば、すでに述べたように、もとともその客体に土地は含まれていなかったものだらうと考えられる。たしかに Corpus iuris civilis の法文中には、occupatio の客体を動産に限るといふ文言がないけれども、もしそ

の中に土地、とくに農地も含まれているとすれば、——もともと紀元前一二一年の *lex agraria* では後述のごとく自明の事実であるが——そのように客体の中に土地が入り込んだ必然性を、歴史的な発展の中で明らかにしていかなければならないであろう。

古代ローマが、その社会における生産力の発展と構成員の再生産、さらには近隣諸都市国家との間の緊張関係によって、他の都市国家との慢性的戦争状態となり、内に *patrici* と *plebs* との対立という矛盾をはらみつつも、次第に戦斗は全構成員の共同の労働として意識されはじめる。^(一)ローマは、このような戦争を通じて、まず近隣諸都市国家を征服し、すくなくともその征服地の三分一は *ager publicus* として、ローマ市民に帰属するものとした。^(二)

ager publicus は、いうまでもなくこのような征服を通じて拡大されたのである。勝戦の後、敵の土地を占領し (*occupatio rerum hostilium*, なじし *occupatio bellica*)、軍隊の行為によって戦利品 *praeda* として獲得された物は、常にローマ国家の所有に服せしめられる。^(三) *assignatio* (= *adsignatio*) 無償の分配や *colonia* (植民地) の建設、*ensor* による貸し出しは、このような *ager publicus* を国家が市民に与えあるいは貸与する国家の政治的行為であった。*Romulus* による *bina jugera* 分配伝説 (Varro, *de re rustica* (1, 10, 2): *Bina jugera quod a Romulo primum divisa dicebantur viritum, quae heredem sequerentur, heredium appelantur.*) から推測されるかぎり——たしかに量も時期も問題であるが——市民の財産的基礎を確立し、ひいてはローマ都市国家を他の諸都市国家より優位な地位におくための政治的意図があったものと想像される。^(四)

ところで、古代ローマはすでにいわゆる共和政に入ってから *patrici* の支配がおこなわれた。これら支配層で

ある patrici は、自らと同じ支配層を代表する magistratus を通じて、ager publicus の利用を有利におこなっていたのではないかと考えられる。^(五)すでに一二表法時代においては、ほとんどローマの土地 ager Romanus は拡大されず、したがってまた ager publicus の拡大↓構成員への assignatio がおこなわれなかったにも拘らず、比較的土地を所有する patrici とそれに比較すればはるかに小土地所有者・商人としての plebs が相対し ager publicus の利用をめぐる相抗争をおこなっていた。そのうえ、patrici にたいす neplebs の債務は、patrici の経済的な優位と、plebs の債務奴隷への可能性と経済的従属を強いたのである。mons Sacer への secessio の事件はこのことを象徴するものであろう。しかしながら、ローマの支配領域がローマとその周辺に限定されるかぎり、紀元前五世紀の状態は、恐らく、もっとも富裕な patrici であっても、数頭の羊、二〇 jugera 前後の上質の耕地を所有する程度であったのではないかと推測されている。^(七)

このような、小農民的、封鎖的な familia 構造を基本とする古代ローマの社会が一つの大きな転機をむかえるのは、紀元前五世紀の終りに経験する比較的大きな戦争、エトルスク人の都市国家 Veii との戦いであった。ローマは、Veii を敗った後、その男子の捕虜を売却し、捕獲した品物を売却し、ローマ市民に Veii の土地を各四 jugera (Diodoros, 14, 102, 4) ならし plebs にたいして jugera (Livius, 6, 4, 4) で assignatio を行なったと伝えられる。この戦争において Veii からローマが獲得した土地 (ager occupatorius) は、およそ二万 jugera にのぼると推測されているが、分配によってもなお、相当な面積の ager publicus が残されていたと考えられて^(八)いる。こうした ager publicus は、主として当時のローマの支配層である patrici の利用に委ねられたものと想像さ

(九) される。しかし、この利用の方法が、はたして賃貸すなわち *ager vectigalis* によるものか、あるいは *occupatio* によるものか明確ではない。

ガリヤ人のローマ征服と撤退の後、ローマにおける *patrici* 支配の矛盾が顕在化してきた。すなわち、社会的分業の発展とともに、*patrici* と一部の *plebs* の経済的差がしだいに縮まると同時に、これらのものとその他多数の *plebs* との差がより大きくなり、これら貧困な *plebs* は債務とその利息にあえいでいたことである。このような事実は、*centuria* 制からも推測にかたくな^(一〇)い。このような矛盾の解決としてあらわれたのが、*leges Licinia Sextiae* である。Livius によれば、この法律は三つの内容を含むものといわれる。「Licinius と Sextus とが護民官に選ばれたとき、彼等は *plebs* の利益をより多くするように *patrici* の影響を除外するという考え方を提案したに過ぎなかった。その第一は、利息として支払わねばならないものは元金から控除されるという条件のもとに、又残余の収益は三年賦で毎年同額支払うという条件で借財を取扱わねばならないこと。その第二は、何れのものも *ager publicus* 五〇〇 *jugera* 以上占有することを禁止し、大きな動物一〇〇頭以上、小さな動物五〇〇頭以上 *ager publicus* に放牧することを禁止するように、土地に関する制約をすること。第三に、*tribuni militum* の選挙を廃止し、*consul* の一人は *plebs* から選出さるべきこと、を決めた」ものといわれている。^(一一)

この法律の歴史的信憑性、評価についてはこれまで種々の考えかたがおこなわれてきた。一説によれば、この法律の蓋然性を肯定し^(一二)、また、他の説によれば、これらの *leges* を分解して、*consul* の一人を *plebs* から選出する規定と債務の利息に関する規定を当時のものとし、五〇〇 *jugera* 以上の *ager publicus* 利用規定は第二次ポエニ戦

争以後とし、グラックス兄弟の立法をある程度予測するような社会構造を念頭においているように考えられる。Catoは紀元前一六七年におこなった演説において、ager publicusを五〇〇jugera以上保有することを禁止する法律が存在したことを述べ、^(一四) また、Appianos (Bellum Civile, 1, 8) & Plutarchos^(一五)も、グラックス兄弟の改革以前に、このような法律が存在したことを伝えてゐる。Varro、Gellius^(一六)も、その他の史料^(一七)もこの法律の存在を伝えてゐることからすれば、このような内容の法律が全く存在しなかつたとは考えられない。T. Frankは、この法律の存在を肯定して、その経済的基礎を、Veiiの占領の直後におこなわれたという意味を重視し、四jugeraづつplebsに分配した余り地をねらえば、五〇〇jugera以上のager publicusの利用は十分に可能性があるとす。^(一八) しかしながら、紀元前四世紀の前半はplebsにたいすassignatioや若干の植民地の建設とそれへの貧困plebsの移住という事情から推測するかぎり、五〇〇jugera以上の利用禁止規定はもし存在したとしてもその意義は殆んどないのではなからうか。その理由の一つは、四世紀前半においては、共和政後半にみられるように奴隷が直接生産者たる奴隷としてfamilia構成員と決定的に分離してゐない。つまり奴隷は労働の直接的担い手ではあるが、労働奴隷制への決定的転換が為されていない状態であつたこと。二つは、紀元前二世紀のCatoのAgri culturaにおけるlatifundiumの理想的ありかたとしても、二四〇なごし一〇〇jugeraであり、当時の土地の状態では、五〇〇jugera以上のager publicusの独占は事実とかけ離れず^(一九)あり、また実益もなかつたであらう。^(二〇)

そしてついでこのLex Licinia—Sextia agrariaが、ローマの法史料の上では、おそらく初めてager publicusをoccupare(する)という法形式を確立したものとされる。これまで、古代ローマの慣習法上——主として

て放牧のために——ager publicus (よくにager compascuus) を利用していたのであったが、このような利用形態を法形式として確認したという点は注意しなければならぬ。ager publicus に関するかぎり、occupatio はもしそう呼んだとしても、その内容において「無主物先占」ではない。すなわち、国家権力をにぎる支配層が、将にその権力によって、res populus romanus であるager publicus を有利に利用し、それによって自らの支配権力を維持しようとしたものにほかならないといえるであろう。だから、ここでは、むしろoccupatio rerum hostium (五領・捕獲・略奪) の形式を相当な部分含む意味合いをもっているものであるように考えられる。

(一) Cicero, De Officiis. 「われわれにとってケルティベリー人やキンブリー人との戦はどちらが相手にたいして支配的な位置に立つかでなく、どちらが生きのかの『敵』との争いであつたが……」(I, 38)。「本来敵人 perduellis の名で呼ばれるべきものが今では hostis (よそびと・客人) の名で呼ばれて〔いるが〕……」(I, 37)。そして戦争については「戦いに訴えるのは、ただわれわれがいう他國人 peregrinus を指していたのであつて……」(I, 37)。そして戦時に残虐ではなく非人間的でなかつたものはその法をまぬかれ平和に生きのこるためであるべきで、もしそこに勝利をえた場合、戦時に残虐ではなく非人間的でなかつたものはそのまま許す。……古人は、自分が武力をもって征服した国家や民族を信義をもって取扱ひ、祖先からの保護者となつたほど、曾てのローマでは正義があつく守られていた」(I, 35)。

(二) 村川堅太郎「羅馬大土地所有制」七頁。M. Weber, Agrarverhältnisse, 227; Agrimensores 115, Hyginus. 但しこの割合については、個別具体的に定められたものと考えられる。三分の一が必ずしも原則である訳ではない。

(iii) Berger, Encyclopedic Dic., 606; Kaser, RE Suppl., 7, 686; Vogel, SZ 66 (1948), 394f.; Bonfante, Corso, II, 2, 63f.; Karlowa, II, 412f.; D. 49, 14, 31; 50, 16, 239, 1; 49, 15, 20; Gaius, 2, 69. 4, 16; Varro, De re rustica 2, 10, 4; Ge-

fore. Haud magno opere plebem moverunt et infrequentem in foro propter aedificandi curam et eodem exhaustam impensis eoque agri inmemorem, ad quem instruendum vires non essent. (『しかしして今や、護民官たちは、市民達が住居に心を奪われていたとき、民会con-tioneに農地法についての提案をして群衆を引っつけようとしていた。彼らは、CamillusがVolsci族を敗北せしめてより、紛争もなく当初よりローマが支配するところのもの res possessioni となっていた。Pompinusの土地について提示したのである。彼らは、この土地が、貴族によって Volsci 人がやったよりもっとひどい事情にあることを告発した。Volsci 人は強力になり、武器をもってから、もはやこの土地に侵入することをしなくなったが、貴族は恣意的な ager publicus の占有 possessio をおこない、また貴族達がその土地をすべて占有する前に「plebs に」分配しなければ、plebs が入り込む余地はなくなってしまっただろうからである。彼らは、forum に殆んどいなかった plebs には何の印象も与えなかった。というのは、plebs は住居のこと以外に全く余念がなかったし、負わされた負担にあえぎ、彼らが保存する手段を持たない土地については思いもおよばなかったからである。

(一〇) Livius に従えば、ガリヤ人のローマ占領とその撤退の後、ローマの多くの人びとは、ローマ再建のため多額の借財をし (6, 11, 9) 'ローマの城壁再建補強のための課税に悩まされ (6, 32, 1) 'さらに負債の支払ができず patrici の家に監禁される事態 (6, 34, 2) まで生じた。しかし一部の plebs はこうしたなかでも財を集め富裕化したこと。この階層分化現象は、centuria の六階級のランクに象徴的に表現されている。

(一一) Livius, 6, 35, 4~5: Creaticque tribuni C. Licinius et L. Sextius promulgaverunt leges omnes adversus opes patriciorum et pro commodis plebis, unam de aere alieno, ut deducto eo de capite quod usuris pernumeratum esset, id quod superesset triennio aequis pensionibus persolveretur; alteram de modo agrorum, ne quis plus quingenta iugera agri possideret; tertiam ne tribunorum militum comitia fierent consulunque utique alter ex plebe crearetur; cuncta ingentia et quae sine certamine maximo obtineri non possent.

Storia di roma e del mondo romano I, 1952, 621 seq.; Siber, RV, 63.

(一三) T. Frank, *Survey* 27. Frankによれば、この法律によって立法提案者である Licinius 自身が処罰され、数人の者が制限以上の *ager publicus* を占有したため処罰され (Livius, 10, 13, 14) *aediles* が多数の牧畜業者に有罪の判決を下したという記事 (Livius, 10, 47, 4; 7, 16, 9) などを見れば明らかである。

(一四) Dulckeit, *Römische Rechtsgeschichte*, 30: 105.

(一五) Oratorum Rom. Frag. Male., 1, 195.

(一六) T. Gracchus, 8. 「それより前にローマの市民は、戦争によって近隣の住民から得た土地の一部分を売却して一部分を国家のものとし、土地を持たない貧困な市民の間に分配して、小額の地代を国庫に納めさせることにした。ところが、金持が地代を糶上げて貧民を追い出し始めたので五〇〇プレトロン以上の土地を所有することを許さないという法律が制定された。……その後近隣の金持が架空の人物を造って借地権を自分たちの手に移し仕舞には公然と大部分の土地を自分の名前に抑えたので、追い出された貧民は進んで軍務に服する熱意もなくなり、子供たちの養育も閑却したために、やがてイタリア全体は自由人の欠乏を感じ、鎖に繋がれた外国人の奴隷で充たされ、金持ちは市民を追い出した後の土地をそれに耕させた」(邦訳は河野訳岩波文庫に従った)。

(一七) De re rustica, 1, 2, 9: ……Nam C. Licinium Stoloneum et Cn. Tremellium Scrofaum video venire; unum, cuius maiores de modo agri legem tulerunt (nam Stolonia illa lex, quae vetat plus D jugera habere civem R.), et …… Eiusdem gentis C. Licinius, tr. pl. cum esset, post reges exactos amnis COCLXV primus populum ad leges accipiendas in septem jugera forensia e comitio eduxit.

(何となれば、私は Gaius Licinius Stolo と Gnaeus Tremellius Scrofa とが近くつてくるのを見る。彼等の一人その祖先は土地面積につき法律を提案したので(即ち、Stolo により、ローマ市民に五〇〇 jugera 以上の土地を持つことを禁じた法律が提案された)。

……同じ gens に属する Gaius Licinius は、王の追放の後三六五年に tribuni plebis であった時初めて市民を立法の為に comitiaより forum へ導いた人である)。

(一七) Gellius, 6, 3, 40: *Dissimulari autem non posse ait quin paria et consimilia non sit, plus quingenta iugera habere velle, quod plebiscito Stolonis prohibitum fuit, et bellum iniustum atque impium populo Romano facere velle, neque item infiltrari posse quin alia causa in praemio sit, alia in poenis.* (ちなみに彼は次のようにいう。即ち、Stolonus の plebiscitum により禁止された五〇〇 iugera 以上所有したらいふことは、ローマ市民にたいして不正なまた不当な戦いをいどもうとすることと必ずしも同じことでないといふことを否定しえなうし、また、praemium と poena とは異なった範疇に属することも否定であらう)。

(一八) Velleius Paterculus, 2, 6.; Columella, 1, 3, 11; Cicero, *De Amicitia*, 25.

(一九) T. Frank, 27; Arangio-Ruiz, *Storia*, 33.

(二〇) Cato の時代は、勿論、彼自ら説いた理想的農園は中小農園であった。すなわち、彼がこのような主張をしなければならぬらばその土地の集中は進んでいたのである。

(二一) Vancura, *RE* XII, 1167.

四

それでは、このよびな occupatio が latifundium の形成とどのよびな関連を持つか。いみじくも Appianus が述べた(11)ところ(12)によれば、occupatio のみによつて latifundium が拡大していったのではないであらう。

Leges Licinia-Sextiae agraria によつて、その客体である ager publicus の内容を具体的に史料からつかむことはできなかったが、今日われわれに伝えられている農地立法のうちで、もっとも詳しい紀元前一二一年の lex agraria には、農地の種類が ager publicus・ager privatus を含めてかなり多種のものが含まれているのを

見ることができるのである。^(三)このように幾種類もの農地があらわれてきたのはなぜか。このことは、*ager publicus*の利用の仕方ないしはその法的仕組みに求めることができるであろう。^(四)

古代ローマの社会では、そのはじめおそらく *familia* 財産のきわめて重要な部分は家畜 *pecus* であったと考えられる。したがって、放牧は *familia* 財産を維持しさらに蓄積をおこなうためにはきわめて重要な労働の一つであったと推測されるのである。*familia* を基礎として農民的生活を送っていた古代ローマの市民達は、こうして共同放牧をおこない *ager compascuus* (共同放牧地) を形成していった。一つの推測に過ぎないが、ローマの分業の発展と *familia* の再生産にともなって、ローマ周辺にある *ager Romanus* に隣接した土地の囲い込み——文字通りの *occupatio* であるが——もおこなわれたのではなからうか。^(五)だが、征服によって獲た *ager publicus* にたいしては、*assignatio* おこなわれた土地以外の土地は、恐らくはむしろ権力を持つ支配層の放牧のための利用に委ねられた。つまり、奴隷を *familia* の中にとり込んで労働力として利用できる階層でなければ、これは不可能だからである。それでは、農地の集中は、どのようにしてあらわれてきたのであろうか。先ず考えられることは、放棄された土地 *ager delerictae* の場合である。すなわち、長期間の戦争で十分に耕作されず、且つ、農業をやることを嫌って都市に住みついていた市民の荒廃した土地の *usucapio* である。^(六)一二表法によれば土地については二年の *usucapio* によって所有権を得ることができると規定されている。^(七)次には *nexum* を禁じた *lex poestelia* 以降、債務不履行の結果としておこなった土地収奪、^(八)さらには貧困な *plebs* からの買い取りという手段も推測される。しかしいずれの場合も *ager privatus* の場合であって *ager publicus* には関わらない。共和政後半の土地測量官 *agrimensor* の記述には “*ager occup-*

atorius”の記事がみられる。^(九)これは前述の *lex agraria* にもみられ、ここでは、一人につき三〇 *iugera* 以内ならは、これまで *ager publicus* を占有 *possidere* してきた者に私有地としてその土地を与える旨規定している。^(一〇)ではこの “*ager occupatorius*” とは何か。またもし *ager publicus* を *occupatio* によってえた土地とするならば、その *occupatio* の意味をどう考えたらいいのだろうか。 *ager occupatorius* の法的性質は、相続によって子孫に承けつがれ、また他人に譲渡することも可能である。さらに占有訴権で保護されるというものであり、所有権が国家に留保されているという点を除けば、全く私有地と異なるものであった。^(一一)このことは、*Cicero* がグラックスの改革に関連して述べていること。^(一二)また、土地を国家により収用されて嘆きかつ憤っている市民の声からも推測できるのである。^(一三)

このような *ager occupatorius* は、おそらくは次のような事情にもとづくものであつたらう。すなわち、ローマの領土拡大にともなつて、多くの植民地が建設され、市民にその可耕地が分配 *assignatio* されたり、あるいは、賃借料を支払って貸し出された *ager vectigalis* が、前者の場合は、とくにその植民地がローマから距離的に離れている場合は容易に放棄され、その放棄され荒廃した農地はまた容易に支配層の収奪に委ねられ、後者の場合には *censor* の賃貸条項が時代とともに次第に名目的なものとなり、*vectigal* の徴収も、土地の拡大とともに重要性が消えて、とくにポエニ戦争以降は、殆んど意味を失つたのではないかと考えられる。この頃になると、*questor* の職権による *ager publicus* の売買もおこなわれ、必然的に金銭所有者の手に私有地として集中したのである。^(一四)

*

*

*

occupatio は、このように、最初はおそらくは各 familia が自らの生活資料を獲得し、また放牧をおこなうことであり、したがって所有権の取得行為であった。ところが、ローマの領土の拡大とともに、個別具体的な植民地の建設、ローマ国内の矛盾を解決する手段としての土地の市民への assignatio や、 censor により vectigal の支払いによって貸出され、さらには quaestor により市民に売買がおこなわれ、これらの土地が労働力としての奴隷を多くかかえた支配層の収奪に委ねられたのである。このことは、法的にみれば、占有の客体の中に土地——とくに農地——をもとり込んで (ager occupatorius の形成)、 latifundium の形成を容易にしたのである。しかしながら、このような事実関係の法的表現として、当時の法史料においては、“occupatio” という文言は必ずしも用いられていなかったのである。

(一) Bellum Civile, 1, 7.

(二) Weber はこの過程を occupatio の変質ととらえていくのである。たしかに、これでも仮説としては一応矛盾なくとらえられているともいえるが土地につき“occupatio”が名詞として法文の中に現われて来ないうえに、むしろ possidere が用いられていることから考えても、ager publicus を occupare (する) ということが、ローマ法において所有権取得行為なのか、あるいは占有にとどまるのかはきわめてあいまいのままである。なお、Latifundium のありかたについての邦文献として注目すべきものに、村川前掲書および井上智勇「ローマ経済史研究」がある。

(三) Bruns, Fontes Iuris Romani Antiqui, 73, Kubitschek, RE, 1, 780 seq. 邦文献として吉野悟「共和政ローマの公有地と私有地」(法制史研究 14 九五頁以下)。しかし、ここでは ager publicus にたいする関係の仕方の把握についての結論は、まだ留保されている。

(四) つまり、歴史的に形成をなれてきたというところに意味があると考えられる。

(五) 「ローマ市民の獲得した土地はローマの財産となる」のであって、したがって、これらの土地は、ローマ国家の手によって外敵の侵入から護られた。

(六) Kaser, RPrR I, 122 : 359. これについては古典時代の法学者においてすでに議論の対立がある。S派は対価を支払うことによつてそれまでの所有権が消滅し、occupareした者は直ちに所有権を取得する。P派はこの場合もusucapioを経なければならぬ。したがつて、vindictioとの関連は usucapio 期間の経過する以前の取得者の法的地位が問題となる。但し res mancipi の場合である。文獻・中世に於て Kaser, RPrR I, 359 8・359 9.

(七) X II Tab., 6, 3 : Usus auctoritas fundi biennium, ceterarum rerum annus esto. (「土地のususとauctoritasとは二年たるべく、その他の物のususとauctoritasとは一年たるべく」)。これはKaser (RPrR I, 118) にしたがつたものであるが、この法文につき史料は複數あり (Gaius, 2, 42; Cicero, Topica, 4, 23; Cicero, Pro Caecina, 19, 54) のでこれだけで議論がかわつてゐた。Leifer, mancipium u. auctoritas, Teil I, SZ 56 (1936)・Teil II, SZ 57 (1937) ; Kaser, Neue Studien zum altrömischen Eigentum, SZ 68 (1951) ; ders., ER, 古野梧「古代ローマ法をなせるusus-auctoritasの規定について」(専大論集 二四号一頁以下)。その他 De Vischer (Novv.), Noailles (Fas et jus, Droit sacré), Lévy-Bruhl (Novv. étude) などの著書・論文があげられるが、ここでは立し入らなす。

(八) censorの権限の主要なもの一つである習俗裁判権は、ローマ市民のよりよき慣行 mos maioremの保持、ローマ社会の基底をなす農業生産のありかたを監督するにあるが、したがつて、生活の基礎となる土地の売却や耕作の中止などは最も重い習俗違反となる (Kaser, RPrR I, 109)。債務とその利息に關せられた plebs がいかに多かつたか、censorの権限の内容から、このことが理解される。

(九) *Feldnesser*, 2, 20 : *Siculus Flaccus*, 138, 3 (*quibus agro victor populus occupando nomen dedit.*).

(一〇) *Z.* 25 : *.....neive quis in eo agro agrum occupatum habeto neive defen eto,*

(一一) *Kaser, RE Suppl.*, VI, 690, 上有訴權がこから生れて来たとする考え方にたいする反論の反論は、*Weber, Agrarverhaltens*, 231.; *Weber, Römische Agrargeschichte*, 87 seq. *occupatio*・*possessio*・*precarium*にして一応區別されて論ぜられるが、こゝと客体が *ager publicus* に関するかありとの実体との関連では概念規定のあいまいさがあると思われる。この点は、*法文と agrimensor* の史料の分析を通じて将来論じてみたいと思つてゐる。

(一二) *De Officiis*, 2, 78 ~ 79. 要旨を述べれば、「各人の所有を自由・平穩に守られるようにするのが国家の役割であるのに、グラクサスの農地法のように、現在の農地所有者から農地をとりあげ、持たざるものに与えることは、市民の間の調和を破壊するものであり、国家を破滅に導くものだ。財産を奪われた者は不当に取りあげられたことを忘れず、世間に自分の悲嘆をかくそうとせず、また、財産を与えられた者も、うれしい顔をしなす。幾世代にもわたって持ってきた農地がとりあげられ、その農地が、まだかつて農地を持ったことのない人に与えられるということの中に、どこに公正さがあるのか」という。土地所有者であり且つ支配層に属する彼にしてみれば、当然の主張であらう。しかし、このことは、同時に、彼 *Cicero* の共和政の理想像との矛盾でもある。

Kaser, EB, 348.

(一三) ある者は隣人にすでに土地の代価を支払ったといい、また他の者はその土地が相続により承継したのでありそこに祖先の墓地があるといい、さらにはまたそれが妻の持参財産であるとか、その土地を担保として金を貸してあるとか、軍務の後に分配されたものなど、などと語つたという。*Frank*, 237.

(一四) *Karlowa, Römische Rechtsgeschichte*, II, 316 f.; *Kaser, EB*, 242 ~ 3; *Kaser, SZ* 62, (1942), 43.